

熊本市公報

第 1 4 7 8 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 47 号）	1180
○熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 48 号）	1192
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 49 号）	1193
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（第 50 号）	1194
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第 51 号）	1195
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第 52 号）	1197
○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 53 号）	1202

規 則

○熊本市こども医療費助成規則の一部を改正する規則（第 64 号）	1213
○熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第 65 号）	1214
○熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第 66 号）	1219
○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（第 67 号）	1222
○熊本市有功者表彰規則の一部を改正する規則（第 68 号）	1224
○熊本市理容師法、美容師法施行細則等の一部を改正する規則（第 69 号）	1225

条 例

条 例 第 4 7 号

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 2 項中「、前項」を「、同項」に改める。

第 3 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 0 0」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 6 7. 5」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 6 7. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 7 0」に、「1 0 0 分の 1 0 0」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 5 7. 5」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5 7. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 6 0」に改める。

第 3 1 条第 1 項中「基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」を「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況」に改め、同条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 2 0」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5」

に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 47.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 50」に、「100 分の 57.5」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 57.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 60」に改める。

別表第 2 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	161,700	207,500	236,500	269,100	291,300	321,600	399,700	450,800
	2	162,900	209,200	238,400	271,100	293,200	323,800	402,100	453,800
	3	164,100	210,900	240,300	273,200	295,100	325,900	404,500	456,800
	4	165,300	212,400	242,200	275,000	297,000	327,900	406,900	459,800
	5	166,500	214,000	244,100	276,800	299,000	329,900	409,300	462,800
	6	167,700	215,800	246,100	278,900	300,900	332,100	411,500	465,800
	7	168,900	217,500	248,100	281,100	302,800	334,000	413,900	468,800
	8	170,100	219,200	250,000	283,100	304,900	335,900	416,300	471,800
	9	171,300	220,900	251,800	285,100	306,800	338,100	418,600	474,800
	10	172,500	222,400	253,600	287,000	308,900	339,900	420,600	477,800
	11	173,700	223,900	255,300	288,900	311,100	341,900	422,600	480,800
	12	174,900	225,400	257,000	290,800	313,000	343,700	424,400	483,800
	13	176,200	226,800	258,400	292,600	314,900	345,700	426,400	486,800
	14	177,500	228,200	260,000	294,400	317,000	347,700	428,400	489,200
	15	178,700	229,600	261,500	296,300	318,900	349,600	430,300	491,600
	16	179,900	231,000	263,100	298,300	320,900	351,500	432,200	494,000
	17	181,400	232,500	264,600	300,000	322,800	353,500	434,100	496,300
	18	183,400	234,200	266,200	302,100	325,000	355,300	435,900	497,800
	19	185,400	235,700	267,700	304,000	327,100	357,100	437,700	499,300
	20	187,100	237,200	269,100	305,800	329,200	358,900	439,500	500,800
	21	188,900	238,600	270,500	307,600	331,300	360,600	441,300	502,300
	22	191,100	240,200	272,000	309,600	333,200	362,400	442,800	503,800
	23	193,200	241,700	273,600	311,700	335,200	364,100	444,300	505,300
	24	195,300	243,200	275,200	313,600	337,000	365,900	445,800	506,800
	25	197,400	244,800	276,700	315,500	339,000	367,600	447,300	508,300
	26	199,200	246,300	278,400	317,200	341,000	369,100	448,800	509,500
	27	200,900	247,800	280,100	319,000	343,000	370,500	450,300	510,700
	28	202,700	249,200	281,700	320,900	345,000	371,900	451,800	511,900
	29	204,500	250,500	283,300	322,700	346,800	373,400	453,300	513,100
	30	205,500	251,900	284,900	324,700	348,600	374,900	454,100	514,100
	31	206,200	253,200	286,400	326,600	350,300	376,400	454,900	515,100
	32	206,800	254,500	288,100	328,500	352,100	377,900	455,700	516,100
	33	207,300	255,600	289,600	330,500	353,800	379,300	456,500	517,100
	34	208,600	256,900	291,200	332,500	355,600	380,500	457,300	517,900
	35	209,800	258,100	292,700	334,500	357,300	381,600	458,100	518,700
	36	211,100	259,200	294,100	336,400	359,100	382,600	458,900	519,500
	37	212,500	260,300	295,300	338,400	360,900	383,800	459,700	520,300
	38	213,900	261,400	296,600	340,400	362,100	385,000	460,200	520,800
	39	215,400	262,600	297,700	342,300	363,200	386,200	460,700	521,300
	40	216,700	263,700	298,900	344,300	364,400	387,300	461,200	521,800
	41	217,700	264,900	300,200	346,200	365,400	388,500	461,700	522,300
	42	218,700	265,700	301,500	347,700	366,600	389,500	462,200	
	43	219,600	266,600	302,800	349,200	367,700	390,400	462,700	
	44	220,500	267,500	304,200	350,600	368,900	391,400	463,200	
	45	221,400	268,500	305,700	352,000	370,100	392,400	463,700	
	46	222,200	269,400	307,100	353,500	371,100	393,400		
	47	223,000	270,200	308,600	354,900	372,100	394,400		
	48	223,800	271,000	309,900	356,400	373,000	395,400		
	49	224,900	271,800	311,300	357,800	373,900	396,400		
	50	225,700	272,700	312,800	358,800	374,900	397,400		
51	226,600	273,400	314,300	359,600	375,900	398,400			

52	227, 500	274, 100	315, 800	360, 600	376, 800	399, 400
53	228, 300	274, 800	317, 300	361, 600	377, 800	400, 400
54	229, 100	275, 500	318, 500	362, 600	378, 600	401, 400
55	230, 100	276, 100	319, 600	363, 600	379, 400	402, 400
56	230, 900	276, 700	320, 800	364, 500	380, 200	403, 400
57	231, 700	277, 200	321, 900	365, 500	381, 000	404, 400
58	232, 500	277, 600	323, 100	366, 300	381, 800	405, 400
59	233, 300	278, 100	324, 200	367, 100	382, 600	406, 400
60	233, 900	278, 400	325, 300	367, 800	383, 400	407, 400
61	234, 500	278, 800	326, 500	368, 600	384, 200	408, 400
62	235, 200	279, 300	327, 300	369, 400	385, 000	409, 400
63	235, 900	279, 800	328, 100	370, 200	385, 800	410, 400
64	236, 500	280, 200	328, 900	371, 000	386, 600	411, 400
65	237, 100	280, 700	329, 600	371, 800	387, 400	412, 400
66	237, 800	281, 000	330, 400	372, 600	388, 200	413, 400
67	238, 500	281, 500	331, 100	373, 400	389, 000	414, 400
68	239, 100	282, 000	331, 800	374, 100	389, 800	415, 400
69	239, 600	282, 500	332, 600	374, 900	390, 600	416, 400
70	240, 300	283, 000	333, 400	375, 700	391, 400	417, 400
71	241, 100	283, 500	334, 200	376, 500	392, 200	418, 400
72	241, 600	284, 000	334, 900	377, 300	393, 000	419, 300
73	242, 100	284, 400	335, 700	378, 100	393, 700	420, 300
74	242, 700	284, 900	336, 200	378, 600	394, 200	421, 100
75	243, 200	285, 400	336, 700	379, 100	394, 700	421, 900
76	243, 900	285, 800	337, 200	379, 600	395, 200	422, 700
77	244, 500	286, 300	337, 700	380, 100	395, 700	423, 500
78	245, 000	286, 800	338, 200	380, 600	396, 200	424, 300
79	245, 500	287, 300	338, 700	381, 100	396, 700	425, 100
80	246, 200	287, 700	339, 100	381, 600	397, 100	425, 900
81	246, 700	288, 200	339, 600	382, 100	397, 600	426, 700
82	247, 200	288, 700	340, 100	382, 600	398, 100	427, 200
83	247, 600	289, 100	340, 600	383, 100	398, 600	427, 700
84	248, 000	289, 500	341, 100	383, 600	399, 100	428, 200
85	248, 400	290, 000	341, 600	384, 100	399, 600	428, 700
86	248, 700	290, 500	342, 100	384, 600	400, 100	
87	249, 000	291, 000	342, 600	385, 100	400, 600	
88	249, 400	291, 400	343, 100	385, 600	401, 100	
89	249, 800	291, 900	343, 600	386, 100	401, 600	
90	250, 300	292, 400	344, 100	386, 600	402, 100	
91	250, 800	292, 900	344, 600	387, 100	402, 600	
92	251, 200	293, 400	345, 100	387, 600	403, 100	
93	251, 700	293, 900	345, 600	388, 100	403, 600	
94		294, 400	346, 100			
95		294, 900	346, 600			
96		295, 400	347, 100			
97		295, 900	347, 600			
98		296, 400	348, 100			
99		296, 900	348, 600			
100		297, 400	349, 100			
101		297, 900	349, 600			
102		298, 400	350, 100			
103		298, 900	350, 600			
104		299, 400	351, 100			
105		299, 800	351, 600			
106		300, 300	352, 100			
107		300, 800	352, 600			
108		301, 300	353, 100			
109		301, 800	353, 600			

	110		302,300	354,100					
	111		302,800	354,600					
	112		303,300	355,100					
	113		303,800	355,600					
	114		304,300						
	115		304,800						
	116		305,300						
	117		305,800						
	118		306,300						
	119		306,800						
	120		307,300						
	121		307,800						
	122		308,300						
	123		308,800						
	124		309,300						
	125		309,800						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		191,300	214,800	258,100	277,600	292,400	319,600	382,900	434,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

消防職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	161,700	207,500	236,500	269,100	291,300	321,600	399,700	450,800
	2	162,900	209,200	238,400	271,100	293,200	323,800	402,100	453,800
	3	164,100	210,900	240,300	273,200	295,100	325,900	404,500	456,800
	4	165,300	212,400	242,200	275,000	297,000	327,900	406,900	459,800
	5	166,500	214,000	244,100	276,800	299,000	329,900	409,300	462,800
	6	167,700	215,800	246,100	278,900	300,900	332,100	411,500	465,800
	7	168,900	217,500	248,100	281,100	302,800	334,000	413,900	468,800
	8	170,100	219,200	250,000	283,100	304,900	335,900	416,300	471,800
	9	171,300	220,900	251,800	285,100	306,800	338,100	418,600	474,800
	10	172,500	222,400	253,600	287,000	308,900	339,900	420,600	477,800
	11	173,700	223,900	255,300	288,900	311,100	341,900	422,600	480,800
	12	174,900	225,400	257,000	290,800	313,000	343,700	424,400	483,800
	13	176,200	226,800	258,400	292,600	314,900	345,700	426,400	486,800
	14	177,500	228,200	260,000	294,400	317,000	347,700	428,400	489,200
	15	178,700	229,600	261,500	296,300	318,900	349,600	430,300	491,600
	16	179,900	231,000	263,100	298,300	320,900	351,500	432,200	494,000
	17	181,400	232,500	264,600	300,000	322,800	353,500	434,100	496,300
	18	183,400	234,200	266,200	302,100	325,000	355,300	435,900	497,800
	19	185,400	235,700	267,700	304,000	327,100	357,100	437,700	499,300
	20	187,100	237,200	269,100	305,800	329,200	358,900	439,500	500,800
	21	188,900	238,600	270,500	307,600	331,300	360,600	441,300	502,300
	22	191,100	240,200	272,000	309,600	333,200	362,400	442,800	503,800
	23	193,200	241,700	273,600	311,700	335,200	364,100	444,300	505,300
	24	195,300	243,200	275,200	313,600	337,000	365,900	445,800	506,800
	25	197,400	244,800	276,700	315,500	339,000	367,600	447,300	508,300
	26	199,200	246,300	278,400	317,200	341,000	369,100	448,800	509,500
	27	200,900	247,800	280,100	319,000	343,000	370,500	450,300	510,700
	28	202,700	249,200	281,700	320,900	345,000	371,900	451,800	511,900
	29	204,500	250,500	283,300	322,700	346,800	373,400	453,300	513,100
	30	205,500	251,900	284,900	324,700	348,600	374,900	454,100	514,100
	31	206,200	253,200	286,400	326,600	350,300	376,400	454,900	515,100
	32	206,800	254,500	288,100	328,500	352,100	377,900	455,700	516,100
	33	207,300	255,600	289,600	330,500	353,800	379,300	456,500	517,100
	34	208,600	256,900	291,200	332,500	355,600	380,500	457,300	517,900
	35	209,800	258,100	292,700	334,500	357,300	381,600	458,100	518,700
	36	211,100	259,200	294,100	336,400	359,100	382,600	458,900	519,500
	37	212,500	260,300	295,300	338,400	360,900	383,800	459,700	520,300
	38	213,900	261,400	296,600	340,400	362,100	385,000	460,200	520,800
	39	215,400	262,600	297,700	342,300	363,200	386,200	460,700	521,300
	40	216,700	263,700	298,900	344,300	364,400	387,300	461,200	521,800
	41	217,700	264,900	300,200	346,200	365,400	388,500	461,700	522,300
	42	218,700	265,700	301,500	347,700	366,600	389,500	462,200	
	43	219,600	266,600	302,800	349,200	367,700	390,400	462,700	
	44	220,500	267,500	304,200	350,600	368,900	391,400	463,200	
	45	221,400	268,500	305,700	352,000	370,100	392,400	463,700	
	46	222,200	269,400	307,100	353,500	371,100	393,400		
	47	223,000	270,200	308,600	354,900	372,100	394,400		
	48	223,800	271,000	309,900	356,400	373,000	395,400		
	49	224,900	271,800	311,300	357,800	373,900	396,400		
	50	225,700	272,700	312,800	358,800	374,900	397,400		
51	226,600	273,400	314,300	359,600	375,900	398,400			

52	227, 500	274, 100	315, 800	360, 600	376, 800	399, 400
53	228, 300	274, 800	317, 300	361, 600	377, 800	400, 400
54	229, 100	275, 500	318, 500	362, 600	378, 600	401, 400
55	230, 100	276, 100	319, 600	363, 600	379, 400	402, 400
56	230, 900	276, 700	320, 800	364, 500	380, 200	403, 400
57	231, 700	277, 200	321, 900	365, 500	381, 000	404, 400
58	232, 500	277, 600	323, 100	366, 300	381, 800	405, 400
59	233, 300	278, 100	324, 200	367, 100	382, 600	406, 400
60	233, 900	278, 400	325, 300	367, 800	383, 400	407, 400
61	234, 500	278, 800	326, 500	368, 600	384, 200	408, 400
62	235, 200	279, 300	327, 300	369, 400	385, 000	409, 400
63	235, 900	279, 800	328, 100	370, 200	385, 800	410, 400
64	236, 500	280, 200	328, 900	371, 000	386, 600	411, 400
65	237, 100	280, 700	329, 600	371, 800	387, 400	412, 400
66	237, 800	281, 000	330, 400	372, 600	388, 200	413, 400
67	238, 500	281, 500	331, 100	373, 400	389, 000	414, 400
68	239, 100	282, 000	331, 800	374, 100	389, 800	415, 400
69	239, 600	282, 500	332, 600	374, 900	390, 600	416, 400
70	240, 300	283, 000	333, 400	375, 700	391, 400	417, 400
71	241, 100	283, 500	334, 200	376, 500	392, 200	418, 400
72	241, 600	284, 000	334, 900	377, 300	393, 000	419, 300
73	242, 100	284, 400	335, 700	378, 100	393, 700	420, 300
74	242, 700	284, 900	336, 200	378, 600	394, 200	421, 100
75	243, 200	285, 400	336, 700	379, 100	394, 700	421, 900
76	243, 900	285, 800	337, 200	379, 600	395, 200	422, 700
77	244, 500	286, 300	337, 700	380, 100	395, 700	423, 500
78	245, 000	286, 800	338, 200	380, 600	396, 200	424, 300
79	245, 500	287, 300	338, 700	381, 100	396, 700	425, 100
80	246, 200	287, 700	339, 100	381, 600	397, 100	425, 900
81	246, 700	288, 200	339, 600	382, 100	397, 600	426, 700
82	247, 200	288, 700	340, 100	382, 600	398, 100	427, 200
83	247, 600	289, 100	340, 600	383, 100	398, 600	427, 700
84	248, 000	289, 500	341, 100	383, 600	399, 100	428, 200
85	248, 400	290, 000	341, 600	384, 100	399, 600	428, 700
86	248, 700	290, 500	342, 100	384, 600	400, 100	
87	249, 000	291, 000	342, 600	385, 100	400, 600	
88	249, 400	291, 400	343, 100	385, 600	401, 100	
89	249, 800	291, 900	343, 600	386, 100	401, 600	
90	250, 300	292, 400	344, 100	386, 600	402, 100	
91	250, 800	292, 900	344, 600	387, 100	402, 600	
92	251, 200	293, 400	345, 100	387, 600	403, 100	
93	251, 700	293, 900	345, 600	388, 100	403, 600	
94		294, 400	346, 100			
95		294, 900	346, 600			
96		295, 400	347, 100			
97		295, 900	347, 600			
98		296, 400	348, 100			
99		296, 900	348, 600			
100		297, 400	349, 100			
101		297, 900	349, 600			
102		298, 400	350, 100			
103		298, 900	350, 600			
104		299, 400	351, 100			
105		299, 800	351, 600			
106		300, 300	352, 100			
107		300, 800	352, 600			
108		301, 300	353, 100			
109		301, 800	353, 600			

	110		302,300	354,100					
	111		302,800	354,600					
	112		303,300	355,100					
	113		303,800	355,600					
	114		304,300						
	115		304,800						
	116		305,300						
	117		305,800						
	118		306,300						
	119		306,800						
	120		307,300						
	121		307,800						
	122		308,300						
	123		308,800						
	124		309,300						
	125		309,800						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		191,300	214,800	258,100	277,600	292,400	319,600	382,900	434,400

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第 4（第 3 条関係）

医療職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
	48	384,800	451,200	504,100	558,100	
	49	385,600	452,800	505,600	559,100	
	50	386,400	454,500	506,900	560,000	
	51	387,200	456,200	508,200	560,900	

	52	387,700	457,900	509,500	561,800	
	53	388,500	459,800	510,500	562,600	
	54	389,300	461,000	511,800	563,500	
	55	390,000	462,200	513,100	564,400	
	56	390,700	463,400	514,400	565,300	
	57	391,400	464,400	515,400	566,200	
	58	392,300	465,400	516,200	567,100	
	59	393,000	466,300	517,000	568,000	
	60	393,600	467,100	517,800	568,700	
	61	394,100	467,900	518,700	569,600	
	62	394,600	468,600	519,500	570,500	
	63	395,000	469,300	520,400	571,400	
	64	395,400	469,900	521,200	572,300	
	65	395,700	470,600	522,100	573,200	
	66		471,300	523,000		
	67		471,900	523,700		
	68		472,500	524,600		
	69		472,800	525,500		
	70		473,400	526,300		
	71		474,100	527,200		
	72		474,800	528,100		
	73		475,200	528,900		
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400	536,600		
	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前再 任用短 時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、保健所等の医師及び歯科医師に適用する。

第2条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」を「100分の68.75」に、「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102.5」に、「6月に支給する場合においては100分の57.5、12月に支給する場合においては100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第31条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102.5」に、「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48.75」に、「6月に支給する場合においては100分の57.5、12月に支給する場合においては100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市一般職の職員の給与に関する条例第30条及び第31条第2項の改正規定 令和5年12月1日

(2) 第2条の規定 令和6年4月1日

- 2 第1条の規定による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第2から別表第4までの規定は、令和5年4

月 1 日（同項において「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条 例 第 48 号

令和 5 年 11 月 30 日

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市長等の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「100 分の 165」を「6 月に支給する場合は 100 分の 165、12 月に支給する場合は 100 分の 175」に改める。

第 2 条 熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「6 月に支給する場合は 100 分の 165、12 月に支給する場合は 100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第 1 条の規定 令和 5 年 12 月 1 日
- (3) 第 2 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日

（熊本市長の期末手当の特例に関する条例の廃止）

2 熊本市長の期末手当の特例に関する条例（令和 2 年条例第 47 号）は、廃止する。

条 例 第 4 9 号

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和 4 1 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 6 5」を「6 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 1 号中「6 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 5 0 号

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市教育長の給与等に関する条例（平成 1 0 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 6 5」を「6 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 1 号中「6 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 51 号

令和 5 年 11 月 30 日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「100 分の 120」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 120、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」に、「100 分の 165」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 165、12 月に支給する場合においては 100 分の 175」に改める。

別表第 1 中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第 2 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「6 月に支給する場合においては 100 分の 120、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「6 月に支給する場合においては 100 分の 165、12 月に支給する場合においては 100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 9 条第 2 項及び
第 11 条第 2 項の改正規定 令和 5 年 12 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
(次項において「改正後の条例」という。)別表第 1 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日
(同項において「適用日」という。)から適用する。

(給与の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前
の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給
与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条 例 第 52 号

令和 5 年 11 月 30 日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例

第 1 条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第
15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「100 分の 125」を「、6 月に支給する場合は 100 分の
125、12 月に支給する場合は 100 分の 135」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

会計年度任用職員給料表

給料表の種類	行政職員給料表		医療職員給料表
職務の級	1 級	2 級	1 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	161,700	207,500	264,700
2	162,900	209,200	267,200
3	164,100	210,900	269,600
4	165,300	212,400	272,000
5	166,500	214,000	274,100
6	167,700	215,800	277,600
7	168,900	217,500	281,100
8	170,100	219,200	284,500
9	171,300	220,900	288,100
10	172,500	222,400	291,600
11	173,700	223,900	295,200
12	174,900	225,400	298,700
13	176,200	226,800	302,200
14	177,500	228,200	306,100
15	178,700	229,600	310,000
16	179,900	231,000	313,600
17	181,400	232,500	317,200
18	183,400	234,200	320,700
19	185,400	235,700	324,200
20	187,100	237,200	327,700
21	188,900	238,600	331,300
22	191,100	240,200	335,000
23	193,200	241,700	338,400
24	195,300	243,200	341,700
25	197,400	244,800	345,000
26	199,200	246,300	347,500
27	200,900	247,800	350,000
28	202,700	249,200	352,300
29	204,500	250,500	354,400
30	205,500	251,900	356,100
31	206,200	253,200	357,800
32	206,800	254,500	359,600
33	207,300	255,600	361,500
34	208,600	256,900	363,700
35	209,800	258,100	365,800
36	211,100	259,200	367,800
37	212,500	260,300	369,700
38	213,900	261,400	371,900
39	215,400	262,600	374,000
40	216,700	263,700	376,000
41	217,700	264,900	378,000
42	218,700	265,700	378,700
43	219,600	266,600	379,300
44	220,500	267,500	380,000
45	221,400	268,500	380,900
46	222,200	269,400	382,200
47	223,000	270,200	383,500
48	223,800	271,000	384,800
49	224,900	271,800	385,600
50	225,700	272,700	386,400
51	226,600	273,400	387,200

52	227, 500	274, 100	387, 700
53	228, 300	274, 800	388, 500
54	229, 100	275, 500	389, 300
55	230, 100	276, 100	390, 000
56	230, 900	276, 700	390, 700
57	231, 700	277, 200	391, 400
58	232, 500	277, 600	392, 300
59	233, 300	278, 100	393, 000
60	233, 900	278, 400	393, 600
61	234, 500	278, 800	394, 100
62	235, 200	279, 300	394, 600
63	235, 900	279, 800	395, 000
64	236, 500	280, 200	395, 400
65	237, 100	280, 700	395, 700
66	237, 800	281, 000	
67	238, 500	281, 500	
68	239, 100	282, 000	
69	239, 600	282, 500	
70	240, 300	283, 000	
71	241, 100	283, 500	
72	241, 600	284, 000	
73	242, 100	284, 400	
74	242, 700	284, 900	
75	243, 200	285, 400	
76	243, 900	285, 800	
77	244, 500	286, 300	
78	245, 000	286, 800	
79	245, 500	287, 300	
80	246, 200	287, 700	
81	246, 700	288, 200	
82	247, 200	288, 700	
83	247, 600	289, 100	
84	248, 000	289, 500	
85	248, 400	290, 000	
86	248, 700	290, 500	
87	249, 000	291, 000	
88	249, 400	291, 400	
89	249, 800	291, 900	
90	250, 300	292, 400	
91	250, 800	292, 900	
92	251, 200	293, 400	
93	251, 700	293, 900	
94		294, 400	
95		294, 900	
96		295, 400	
97		295, 900	
98		296, 400	
99		296, 900	
100		297, 400	
101		297, 900	
102		298, 400	
103		298, 900	
104		299, 400	
105		299, 800	
106		300, 300	
107		300, 800	
108		301, 300	
109		301, 800	

110		302, 300	
111		302, 800	
112		303, 300	
113		303, 800	
114		304, 300	
115		304, 800	
116		305, 300	
117		305, 800	
118		306, 300	
119		306, 800	
120		307, 300	
121		307, 800	
122		308, 300	
123		308, 800	
124		309, 300	
125		309, 800	

第 2 条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「、6 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 2 5、1 2 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 3 5」を「1 0 0 分の 1 3 0」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、第 1 条の規定による改正後の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条又は第 1 7 条の規定により令和 5 年 1 2 月に期末手当を支給されるものにあつては、改正後の条例別表第 1 の規定は、当該者の任期の初日（この条例の施行の日を含む期間の任用に係るものに限る。次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、前項の規定の適用を受ける者に対してこの条例による改正前の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条 例 第 53 号

令和 5 年 11 月 30 日

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 120」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 120、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 120、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 67.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 70」に改める。

第 8 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 100、12 月に支給する場合においては 100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 47.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 50」に改める。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条第 2 項第 1 号関係）

教育職員給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	345,300	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	347,300	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	349,300	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	351,300	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	353,300	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	354,900	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	356,500	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	358,000	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	359,500	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	361,500	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	363,500	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	365,400	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	367,300	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	369,200	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	371,000	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	372,600	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	374,200	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	376,000	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	377,800	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	379,600	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	381,200	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	383,100	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	384,800	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	386,500	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	387,800	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	389,600	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	391,400	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	393,300	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	395,100	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	396,900	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	398,800	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	400,700	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	402,300	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	404,000	472,700

	35	236, 200	286, 300	344, 000	405, 600	473, 400
	36	237, 700	288, 200	345, 800	407, 300	474, 100
	37	239, 100	290, 300	347, 700	408, 500	474, 700
	38	240, 600	292, 000	349, 600	409, 900	
	39	242, 100	293, 800	351, 500	411, 300	
	40	243, 600	295, 500	353, 400	412, 700	
	41	245, 000	296, 800	355, 300	414, 300	
	42	246, 300	298, 800	357, 200	415, 700	
	43	247, 500	300, 700	359, 100	417, 000	
	44	248, 600	302, 700	361, 000	418, 400	
	45	249, 700	304, 700	362, 800	419, 800	
	46	250, 900	306, 800	364, 700	421, 100	
	47	252, 100	309, 000	366, 600	422, 600	
	48	253, 100	311, 200	368, 500	424, 100	
	49	254, 200	313, 300	370, 100	425, 700	
	50	255, 500	315, 600	371, 900	427, 100	
	51	256, 700	317, 800	373, 800	428, 700	
	52	258, 000	319, 900	375, 800	430, 200	
	53	259, 100	322, 000	377, 600	431, 900	
	54	260, 300	323, 500	379, 400	433, 400	
	55	261, 600	325, 000	381, 100	435, 000	
	56	262, 600	326, 500	382, 700	436, 600	
	57	263, 700	328, 200	384, 200	438, 100	
	58	264, 400	330, 200	385, 800	439, 600	
	59	265, 400	332, 200	387, 400	440, 800	
	60	266, 400	334, 100	389, 000	442, 000	
	61	267, 300	335, 900	390, 200	443, 200	
	62	268, 100	337, 900	391, 600	444, 500	
	63	268, 900	339, 900	393, 000	445, 800	
	64	269, 700	341, 800	394, 300	447, 000	
	65	270, 800	343, 500	395, 500	448, 200	
	66	272, 100	345, 500	396, 700	449, 400	
	67	273, 400	347, 500	398, 000	450, 600	
	68	274, 700	349, 500	399, 300	451, 800	
	69	275, 900	351, 300	400, 600	453, 000	
	70	277, 100	353, 200	401, 900	454, 200	
	71	278, 300	355, 100	403, 300	455, 400	
	72	279, 500	357, 000	404, 500	456, 600	
	73	280, 500	358, 600	405, 700	457, 700	
	74	281, 500	360, 500	407, 100	458, 300	
	75	282, 500	362, 300	408, 500	458, 800	
	76	283, 400	364, 200	409, 800	459, 300	

	77	284,300	366,000	411,000	459,800	
	78	285,200	367,700	412,200		
	79	286,100	369,300	413,500		
	80	287,000	370,900	414,900		
	81	287,800	372,300	416,200		
	82	288,900	373,800	417,400		
	83	289,900	375,200	418,400		
	84	290,900	376,500	419,600		
	85	291,900	377,600	420,800		
	86	292,900	379,000	422,000		
	87	293,900	380,400	423,200		
	88	294,900	381,700	424,200		
	89	296,000	382,900	425,300		
	90	297,100	384,200	426,300		
	91	298,200	385,300	427,300		
	92	299,200	386,500	428,300		
	93	299,700	387,700	429,200		
	94	300,700	388,800	430,000		
	95	301,800	390,000	430,800		
	96	303,000	391,200	431,600		
	97	304,000	392,600	432,400		
	98	305,100	393,600	432,800		
	99	306,100	394,600	433,200		
	100	307,100	395,600	433,600		
	101	307,900	396,500	434,000		
	102	309,000	397,500	434,300		
	103	310,000	398,600	434,600		
	104	311,000	399,700	434,800		
	105	311,600	400,400	435,100		
	106	312,500	401,300	435,400		
	107	313,300	402,200	435,700		
	108	314,100	403,100	435,900		
	109	314,800	403,900	436,100		
	110	315,200	404,800	436,400		
	111	315,600	405,600	436,700		
	112	316,100	406,400	436,900		
	113	316,600	407,000	437,100		
	114	317,000	407,700	437,400		
	115	317,500	408,400	437,700		
	116	317,900	409,100	437,900		

	117	318,400	409,700	438,100		
	118	318,900	410,200			
	119	319,300	410,600			
	120	319,800	411,000			
	121	320,300	411,300			
	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 235,000	円 275,300	円 304,000	円 339,900	円 416,600

備考 この表は、第 2 条第 4 号から第 6 号までに掲げる者に適用する。

別表第 3（第 4 条第 2 項第 2 号関係）

教育職員給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	310,700	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	313,300	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	316,100	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	318,500	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	320,800	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	322,900	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	325,000	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	327,100	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	329,100	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	331,300	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	333,600	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	335,900	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	338,100	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	339,900	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	341,700	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	343,400	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	345,100	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	347,100	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	349,100	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	351,100	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	353,100	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	354,700	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	356,300	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	357,800	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	359,300	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	361,100	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	362,800	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	364,500	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	366,100	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	367,700	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	369,300	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	370,800	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	372,100	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	373,600	449,000

	35	235, 800	259, 900	344, 000	375, 100	449, 500
	36	237, 200	262, 100	345, 800	376, 800	450, 000
	37	238, 500	264, 300	347, 600	378, 500	450, 500
	38	239, 900	266, 500	349, 300	380, 000	
	39	241, 300	268, 900	351, 000	381, 300	
	40	242, 700	271, 000	352, 600	382, 700	
	41	244, 000	273, 300	354, 100	383, 800	
	42	245, 300	275, 600	355, 800	385, 200	
	43	246, 500	277, 800	357, 400	386, 600	
	44	247, 800	279, 900	359, 000	388, 100	
	45	249, 100	282, 000	360, 700	389, 500	
	46	250, 400	284, 200	362, 400	391, 100	
	47	251, 600	286, 300	363, 700	392, 600	
	48	252, 700	288, 200	365, 100	394, 100	
	49	253, 800	290, 300	366, 300	395, 400	
	50	255, 100	292, 000	367, 800	396, 900	
	51	256, 400	293, 800	369, 400	398, 300	
	52	257, 400	295, 500	370, 900	399, 600	
	53	258, 500	296, 800	372, 300	400, 800	
	54	259, 900	298, 800	373, 800	402, 100	
	55	260, 900	300, 700	375, 300	403, 200	
	56	261, 900	302, 700	376, 700	404, 300	
	57	262, 900	304, 700	378, 100	405, 500	
	58	263, 900	306, 800	379, 500	406, 700	
	59	264, 900	309, 000	380, 800	407, 900	
	60	265, 900	311, 200	382, 100	409, 100	
	61	266, 800	313, 300	383, 000	410, 200	
	62	267, 500	315, 600	384, 200	411, 200	
	63	268, 200	317, 800	385, 300	412, 500	
	64	268, 800	319, 900	386, 400	413, 700	
	65	269, 500	322, 000	387, 200	414, 900	
	66	270, 700	323, 500	388, 300	416, 000	
	67	271, 800	325, 000	389, 300	417, 100	
	68	272, 900	326, 500	390, 300	418, 200	
	69	274, 200	328, 200	391, 400	419, 200	
	70	275, 600	330, 200	392, 400	420, 400	
	71	276, 800	332, 200	393, 500	421, 600	
	72	278, 000	334, 100	394, 600	422, 800	
	73	278, 800	335, 900	395, 600	423, 400	
	74	279, 700	337, 900	396, 700	424, 200	
	75	280, 700	339, 800	397, 800	424, 900	
	76	281, 700	341, 700	398, 800	425, 400	

	77	282, 600	343, 400	399, 700	425, 700	
	78	283, 600	345, 200	400, 600	426, 100	
	79	284, 700	346, 900	401, 600	426, 500	
	80	285, 500	348, 600	402, 600	426, 900	
	81	286, 300	350, 400	403, 400	427, 200	
	82	287, 100	352, 100	404, 200	427, 600	
	83	287, 900	353, 500	404, 900	428, 000	
	84	288, 700	355, 100	405, 700	428, 300	
	85	289, 600	356, 300	406, 400	428, 600	
	86	290, 400	357, 900	407, 200	429, 000	
	87	291, 100	359, 400	407, 900	429, 400	
	88	291, 900	360, 900	408, 600	429, 700	
	89	292, 800	362, 200	409, 200	430, 000	
	90	293, 700	363, 500	409, 900	430, 300	
	91	294, 600	364, 800	410, 400	430, 600	
	92	295, 300	366, 200	411, 100	430, 800	
	93	295, 600	367, 600	411, 500	431, 000	
	94	296, 300	368, 900	411, 900		
	95	297, 000	370, 100	412, 200		
	96	297, 700	371, 200	412, 500		
	97	298, 400	372, 200	412, 700		
	98	299, 200	373, 200	413, 000		
	99	300, 000	374, 200	413, 300		
	100	300, 700	375, 100	413, 500		
	101	301, 400	375, 900	413, 700		
	102	301, 800	376, 900	414, 000		
	103	302, 200	377, 800	414, 300		
	104	302, 600	378, 700	414, 500		
	105	302, 800	379, 500	414, 700		
	106	303, 100	380, 400	415, 000		
	107	303, 400	381, 300	415, 300		
	108	303, 600	382, 200	415, 500		
	109	303, 800	383, 000	415, 700		
	110	304, 000	384, 000	416, 000		
	111	304, 300	384, 900	416, 300		
	112	304, 600	385, 800	416, 500		
	113	304, 800	386, 400	416, 700		
	114	305, 000	387, 300	417, 000		
	115	305, 200	388, 200	417, 300		
	116	305, 500	389, 100	417, 500		

	117	305, 800	389, 900	417, 700		
	118	306, 000	390, 600			
	119	306, 300	391, 400			
	120	306, 600	392, 200			
	121	306, 800	392, 800			
	122	307, 000	393, 600			
	123	307, 200	394, 300			
	124	307, 500	395, 000			
	125	307, 800	395, 600			
	126		396, 300			
	127		396, 800			
	128		397, 400			
	129		398, 100			
	130		398, 700			
	131		399, 200			
	132		399, 700			
	133		400, 000			
	134		400, 300			
	135		400, 600			
	136		400, 900			
	137		401, 200			
	138		401, 500			
	139		401, 800			
	140		402, 100			
	141		402, 400			
	142		402, 700			
	143		403, 000			
	144		403, 300			
	145		403, 500			
	146		403, 800			
	147		404, 100			
	148		404, 300			
	149		404, 500			
	150		404, 800			
	151		405, 100			
	152		405, 300			
	153		405, 500			
	154		405, 800			
	155		406, 100			
	156		406, 300			
	157		406, 500			

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 226, 200	円 272, 100	円 299, 100	円 333, 000	円 406, 600

備考 この表は、第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者に適用する。

第2条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第8条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例第7条及び第8条の改正規定 令和5年12月1日

(2) 第2条の規定 令和6年4月1日

- 2 第1条の規定による改正後の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第2及び別表第3の規定は、令和5年4月1日（同項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

規 則

規 則 第 6 4 号

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

熊本市こども医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市こども医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市こども医療費助成規則（平成 1 1 年規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「者」の次に「等」を加える。

第 2 条第 2 号中「満 1 5 歳」を「満 1 8 歳」に改める。

第 4 条第 1 号ア中「を養育し、かつ、これと生計を同じくする」を「の」に改め、「母」の次に「（イに該当する者がいない場合に限る。）」を加える。

第 7 条第 2 項中「並びに薬局」を削り、「第 8 8 条第 1」を「第 8 8 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「満 1 5 歳」を「満 1 8 歳」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 2 条第 2 号、第 4 条第 1 号及び第 7 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療、調剤又は施術に係る医療費について適用する。

規 則 第 6 5 号

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市業務職員の給与に関する規則（平成 1 9 年規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

業務職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	149,800	197,600	217,400	260,600	293,800
	2	150,700	198,700	218,800	262,100	295,600
	3	151,500	199,700	219,800	263,600	297,500
	4	152,400	200,700	220,900	265,000	299,300
	5	153,300	201,800	222,000	266,100	300,900
	6	154,300	203,200	223,300	267,500	302,300
	7	155,300	204,500	224,500	268,600	303,800
	8	156,100	205,700	225,600	269,900	305,400
	9	157,000	206,900	227,000	270,900	306,700
	10	158,000	207,800	228,400	272,000	308,300
	11	159,000	208,500	229,700	272,900	310,000
	12	159,900	209,300	230,900	273,800	311,400
	13	160,900	210,300	232,200	274,600	313,000
	14	162,000	211,200	233,400	275,600	314,400
15	163,100	212,200	234,600	276,700	315,800	

	16	164, 200	213, 100	235, 700	277, 800	317, 200
	17	165, 200	214, 300	236, 900	278, 700	318, 800
	18	166, 400	215, 400	237, 900	279, 600	320, 200
	19	167, 700	216, 500	238, 600	280, 500	321, 700
	20	168, 900	217, 600	239, 300	281, 500	323, 100
	21	170, 100	218, 400	240, 400	282, 400	324, 600
	22	171, 300	219, 100	241, 500	283, 100	326, 000
	23	172, 500	219, 900	242, 600	283, 800	327, 300
	24	173, 700	220, 600	243, 700	284, 700	328, 500
	25	174, 900	221, 400	244, 700	285, 400	329, 900
	26	176, 400	221, 900	246, 000	286, 200	331, 100
	27	177, 900	222, 500	247, 100	287, 000	332, 400
	28	179, 400	223, 100	248, 300	287, 600	333, 700
	29	180, 800	223, 800	249, 500	288, 300	334, 900
	30	182, 300	224, 600	250, 700	289, 100	336, 100
	31	183, 700	225, 500	251, 900	289, 900	337, 300
	32	185, 100	226, 300	253, 100	290, 700	338, 500
	33	186, 600	227, 100	254, 300	291, 700	339, 600
	34	188, 000	228, 100	255, 400	292, 700	340, 700
	35	189, 400	228, 900	256, 400	293, 700	341, 800
	36	190, 800	229, 700	257, 600	294, 500	342, 900
	37	192, 200	230, 600	258, 700	295, 500	344, 000
	38	193, 300	231, 600	259, 800	296, 400	344, 900
	39	194, 500	232, 500	260, 800	297, 300	345, 900
	40	195, 400	233, 400	261, 900	298, 200	346, 900
	41	196, 400	234, 200	263, 000	299, 200	347, 800
	42	197, 900	235, 100	263, 900	300, 200	348, 700
	43	199, 300	235, 900	265, 100	301, 100	349, 600
	44	200, 600	236, 700	266, 000	302, 100	350, 500
	45	202, 100	237, 500	267, 100	303, 100	351, 500
	46	203, 000	238, 300	268, 200	304, 100	352, 500
	47	203, 700	239, 100	269, 300	305, 100	353, 500
	48	204, 600	239, 900	270, 500	306, 000	354, 400
	49	205, 600	240, 500	271, 600	306, 900	355, 400
	50	206, 700	241, 300	272, 500	307, 900	356, 400
	51	207, 700	242, 100	273, 300	308, 800	357, 400
	52	208, 700	242, 800	274, 400	309, 700	358, 400
	53	209, 900	243, 600	275, 400	310, 500	359, 400
	54	210, 900	244, 400	276, 500	311, 000	360, 400
	55	212, 000	245, 200	277, 400	311, 500	361, 400
	56	212, 900	246, 100	278, 200	312, 000	362, 400

	57	213, 800	247, 000	279, 000	312, 400	363, 400
	58	214, 500	247, 700	279, 900	312, 900	364, 400
	59	215, 100	248, 400	280, 700	313, 300	365, 400
	60	215, 900	249, 100	281, 600	313, 700	366, 300
	61	216, 500	249, 800	282, 500	314, 200	367, 300
	62	216, 900	250, 500	283, 400	314, 700	368, 300
	63	217, 300	251, 000	284, 400	315, 200	369, 300
	64	217, 700	251, 500	285, 200	315, 600	370, 300
	65	218, 300	251, 900	286, 200	316, 100	371, 300
	66	218, 800	252, 200	287, 000	316, 600	371, 700
	67	219, 400	252, 300	287, 800	317, 100	372, 200
	68	219, 900	252, 600	288, 500	317, 600	372, 700
	69	220, 400	253, 000	289, 300	318, 100	373, 200
	70	220, 900	253, 300	290, 100	318, 600	
	71	221, 500	253, 700	290, 800	319, 100	
	72	222, 100	254, 000	291, 600	319, 600	
	73	222, 600	254, 400	292, 300	320, 100	
	74	223, 200	254, 700	292, 800	320, 600	
	75	223, 700	255, 000	293, 200	321, 100	
	76	224, 100	255, 300	293, 700	321, 600	
	77	224, 600	255, 700	294, 100	322, 100	
	78	225, 200	256, 100	294, 600	322, 600	
	79	225, 600	256, 400	295, 000	323, 100	
	80	226, 000	256, 700	295, 500	323, 600	
	81	226, 300	257, 000	295, 800	324, 100	
	82	226, 900	257, 300	296, 300	324, 600	
	83	227, 500	257, 600	296, 800	325, 100	
	84	227, 900	257, 800	297, 300	325, 600	
	85	228, 200	258, 200	297, 600	326, 100	
	86	228, 600	258, 600	298, 000	326, 600	
	87	229, 100	259, 000	298, 500	327, 100	
	88	229, 300	259, 400	298, 900	327, 600	
	89	229, 800	259, 600	299, 300	328, 100	
	90	230, 200	260, 100	299, 800	328, 600	
	91	230, 500	260, 500	300, 300	329, 100	
	92	230, 900	261, 000	300, 700	329, 600	
	93	231, 300	261, 400	301, 200	330, 100	
	94	231, 700	261, 800	301, 700	330, 600	
	95	232, 100	262, 300	302, 200	331, 100	
	96	232, 600	262, 700	302, 700	331, 600	
	97	233, 000	263, 200	303, 200	332, 100	

	98	233, 400	263, 700	303, 700	332, 600
	99	233, 700	264, 200	304, 200	333, 100
	100	234, 100	264, 700	304, 700	333, 600
	101	234, 500	265, 200	305, 200	334, 100
	102	234, 800	265, 700	305, 700	
	103	235, 200	266, 200	306, 200	
	104	235, 600	266, 700	306, 700	
	105	236, 000	267, 200	307, 200	
	106	236, 500	267, 700	307, 700	
	107	237, 000	268, 200	308, 200	
	108	237, 400	268, 700	308, 700	
	109	237, 900	269, 200	309, 200	
	110	238, 400	269, 700	309, 700	
	111	238, 800	270, 200	310, 200	
	112	239, 200	270, 700	310, 700	
	113	239, 700	271, 200	311, 200	
	114	240, 200	271, 700	311, 700	
	115	240, 700	272, 200	312, 200	
	116	241, 200	272, 700	312, 700	
	117	241, 700	273, 200	313, 200	
	118	242, 200	273, 700	313, 700	
	119	242, 700	274, 200	314, 200	
	120	243, 100	274, 700	314, 700	
	121	243, 600	275, 200	315, 200	
	122		275, 700	315, 700	
	123		276, 200	316, 200	
	124		276, 700	316, 700	
	125		277, 200	317, 200	
	126		277, 700	317, 700	
	127		278, 200	318, 200	
	128		278, 700	318, 700	
	129		279, 200	319, 200	
	130		279, 700	319, 700	
	131		280, 200	320, 200	
	132		280, 700	320, 700	
	133		281, 200	321, 200	
	134		281, 700		
	135		282, 200		
	136		282, 700		
	137		283, 200		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		200,400	209,300	230,900	251,700	283,100

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市業務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の熊本市業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

規 則 第 66 号

令和 5 年 11 月 30 日

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（令和 2 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

会計年度任用業務職員給料表

号給	給料月額
	円
1	149,800
2	150,700
3	151,500
4	152,400
5	153,300
6	154,300
7	155,300
8	156,100
9	157,000
10	158,000
11	159,000
12	159,900

13	160,900
14	162,000
15	163,100
16	164,200
17	165,200
18	166,400
19	167,700
20	168,900
21	170,100
22	171,300
23	172,500
24	173,700
25	174,900
26	176,400
27	177,900
28	179,400
29	180,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に本市の会計年度任用職員である業務職員として在職する者であって、この規則による改正後の熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 5 条の規定によりその例によることとされる熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 1 5 号）第 7 条又は第 1 7 条の規定により令和 5 年 1 2 月に期末手当を支給されるものにあつては、改正後の規則別表第 1 の規定は、当該者の任期の初日（この規則の施行の日を含む期間の任用に係るものに限る。次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、前項の規定の適用を受ける者に対してこの規則による改正前の熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

規 則 第 67 号

令和 5 年 12 月 8 日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成 11 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 11 号イ中「相続又は合併の場合」を「営業者」に改め、同条第 12 号イ中「法第 3 条の 2」の次に「から第 3 条の 4 まで」を加え、「法人の合併及び分割の場合」を「営業者」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第 6 条第 1 項の規定による宿泊者名簿の提出の要求に関すること。

第 2 条第 12 号エ中「第 7 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、同号ケ中「第 6 条第 4 号セ」を「第 6 条第 4 号シ」に改め、同条第 13 号イ中「相続又は合併の場合」を「営業者」に改め、同条第 18 号中クをケとし、アからキまでをイからクまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 法第 5 条第 2 項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限に関すること。

第 2 条第 25 号エ(エ)中「第 11 項」を「第 15 項」に改め、同号エ(カ)中「第 14 条第 12 項」を「第 14 条第 16 項」に改め、同号サ及びシ中「の規定」を「において準用する法第 10 条第 1 項の規定」に改め、同号ナ中「第 1 条の 4」を「第 2 条の 2」に改め、同号ニ中「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め、同号ヌ中「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改め、同号ネ中「第 1 条の 6 第 3 項」を「第 2 条の 4 第 3 項」に改め、同号ノ中「第 1 条の 7」を「第 2 条の 5」に改め、同号ハ中「第 1 条の 8」を「第 2 条の 6」に改め、同号ヒ中「第 2 条」を「第 2 条の 13」に改め、同号ヤを削り、同条第 26 号中「第 17 条第 2 項」を「第 18 条第 1 項」に改め、同号ヘ中「第 36 条の 4 第 3 項」を「第 36 条の 4 第 2 項」に改め、

同号ホ中「第 3 6 条の 4 第 4 項」を「第 3 6 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 2 8 号イ中「地位の継承」を「法人の合併及び分割の場合の地位の承継」に改め、同号ウ中「相続継承」を「相続の場合の地位の承継」に改め、同号キ中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 4 条」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第 2 条第 1 1 号イ、同条第 1 2 号イ及び同条第 1 3 号イの改正規定 令和 5 年
1 2 月 1 3 日

規 則 第 68 号

令和 5 年 12 月 11 日

熊本市有功者表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市有功者表彰規則の一部を改正する規則

熊本市有功者表彰規則（平成 15 年規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「時期」を「実施」に改め、同条中「毎年 10 月末日の調査により 11 月に」を「毎年度 1 回」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 69 号

令和 5 年 12 月 11 日

熊本市理容師法、美容師法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市理容師法、美容師法施行細則等の一部を改正する規則

(熊本市理容師法、美容師法施行細則の一部改正)

第 1 条 熊本市理容師法、美容師法施行細則（昭和 36 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「理令」という。）、理容師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 41 号。以下「理省令」という。」を「）、理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号」に、「。以下「美令」という。）、美容師法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 43 号。以下「美省令」という。」を「）、美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書を削る。

第 10 条中「ときは」の次に「、理・美容所開設者譲渡承継届」を加え、「開設検査確認証」を「、次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 開設検査確認証
- (2) 法人にあつては登記事項証明書

(熊本市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第 2 条 熊本市クリーニング業法施行細則（昭和 40 年規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書を削り、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 法人にあつては登記事項証明書

第 6 条第 2 項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第 9 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 法第 5 条の 3 第 2 項の規定により譲渡による無店舗取次店の営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、無店舗取次店の営業者の地位承継届（譲渡）を提出しなければならない。

第 9 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法第 5 条の 3 第 2 項の規定により譲渡によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、クリーニング所の営業者の地位承継届（譲渡）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) クリーニング所開設検査確認証
- (2) 法人にあっては登記事項証明書

（熊本市興行場法施行細則の一部改正）

第 3 条 熊本市興行場法施行細則（昭和 5 5 年規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書を削る。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（譲渡による承継）

第 5 条の 2 法第 2 条の 2 第 2 項の規定により、譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した興行場業譲渡承継届を提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 許可証

第 6 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（相続による承継）」を付す

る。

第 7 条に見出しとして「（合併・分割による承継）」を付する。

第 8 条に見出しとして「（変更届・停止（廃止）届）」を付し、同条第 1 項中「前 2 条」を「前 3 条」に改め、同条第 3 項中「前項」を「同項」に改める。

（熊本市旅館業法施行細則の一部改正）

第 4 条 熊本市旅館業法施行細則（昭和 5 5 年規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削る。

第 4 条中「又は第 3 条の 3」を「、第 3 条の 3 又は第 3 条の 4」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 譲渡による営業者の地位の承継の場合 旅館業譲渡承継承認申請書

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号に規定する場合であつて、譲受人が法人であるときは、同号に規定する申請書に当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第 5 条第 2 項中「旅館業合併（分割）・相続承継承認書」を「旅館業譲渡・合併（分割）・相続承継承認書」に、「旅館業合併（分割）・相続承継不承認通知書」を「旅館業譲渡・合併（分割）・相続承継不承認通知書」に改める。

第 7 条中「職業」を「連絡先」に改め、「、性別」を削る。

（熊本市公衆浴場法施行細則の一部改正）

第 5 条 熊本市公衆浴場法施行細則（昭和 5 5 年規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削る。

第 5 条の見出しを「（地位の承継届出）」に改め、同条第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 譲渡による営業者の地位の承継の場合 公衆浴場業譲渡承継届

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項各号に定める届には、省令に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 許可証

(2) 法人にあつては登記事項証明書

附 則

この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。